第三条のうち、租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十七項の改正規定中「第二十七条の四第二十七項中「第七項」を「第五項、第十二項」に、「第十項」を「第十五項」に、「第十四項、第十五項及び第二十一項」を「第十九項、第二十項及び第二十六項」に、「第二十五項」を「第三十項」を「第二十七条の四第三十三項中「第八項から第十一項まで、第十四項から第十八項まで、第二十三項、第二十四項及び第二十九項から第三十一項まで」を「第四項、第十二項から第十五項まで、第十八項から第二十二項まで、第二十七項、第二十八項及び第三十五項から第三十七項まで」に改め、同項を同条第三十二項とする改正規定中「同条第三十二項」を「同条第三十九項」に改め、同条第二十六項の改正規定中「同条第二十六項中「第二十二項」を「同条第三十二項中「第三十項各号」を「第三十九条の三十九第二十五項」を「第三十九条の三十九第三十一項」に改め、「削り」の下に「、「第三十項」を「、第三十六項」に改め」を加え、同項を同条第三十一項とし、同条第二十五項を改め、同項を同条第三十項とする改正規定中「同条第三十一項とし、同条第二十五項中「（当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度。以下この項において「事業年度等」という。）」を削り、「各事業年度等」を「各事業年度」に、「事業年度等（」を「事業年度（」に、「分割事業年度等」を「分割事業年度」に、「分割事業年度等の」を「分割等事業年度」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十四項の改正規定中「同条第三十八項」を「同条第三十九項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十四項中「第二十一項」を「第二十六項」を「同条第三十五項」に改め、「及び次項」を削り、「第三十九条の三十九第二十三項」を「第三十九条の三十九第三十項」に改め、「方法」の下に「を含む。」を加え、「その分割等」の下に「」を「、当該分割等」を「、その分割等」に、「を加え」を「に改め」に改め、「。」を削り」の下に「、同項第二号イ中「第十八項」を「第二十二項」に改め」を加え、同項を同条第二十九項とし、同条第二十三項を改め、同項を同条第二十八項とする改正規定中「同条第二十九項とし、同条第二十三項中「（当該被合併法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該被合併法人等の連結事業年度。以下この項において「事業年度等」という。）」を削り、「事業年度等（」を「事業年度（」に、「分割事業年度等」を「分割等事業年度」に、「分割事業年度等の」を「分割等事業年度」に、「分割事業年度等に」を「分割事業年度に」に、「各事業年度等」を「各事業年度」に改め、同項を同条第二十八項」を「同条第十九項第十一号」を「同条第三十七項」に改め、「（当該法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人の連結事業年度の法第六十八条の九第八項第九号に規定する売上金額）」を削り、「第二十四項まで」を「第二十九項まで」に改め、同項第一号中「第七項第一号」を「同条第三十項第一号中「第八項第一号」に、「第二十四項第二号」を「第二十九項第二号」に、「第六項」を「第十項」を「第七項」を「第十項」に改め、同項を同条第二十七項とする改正規定中「同条第二十七項」を「同条第三十六項」に改め、同条第二十一項の改正規定中「同条第二十九項」に、「第四十二条の四第十九項第十一号」に」を「同条第二十四項」に改め、「は、適用年度」の下に「（同条第八項第三号の通算法人にあつては、同項第二号に規定する適用対象事業年度。以下この項において同じ。）」を加え」に改め、「開始の日の三年前の日から当該前日までの期間」を削り、「開始の日の三年前の日から当該前日までの期間）」を「）開始の日の三年前の日から適用年度開始の日の前日までの期間」に、「第二十四項」を「第三十一項」に、「第二十九項」を「第三十七項」に改め、「「当該売上調整年度が連結事業年度に該当する場合には、法第六十八条の九第八項第九号に規定する売上金額とし、」を削り、「とする。）の」を「）の」に改め」を削り、同項を同条第二十六項とし、同条第二十項を改め、同項を同条第二十五項とする改正規定中「同条第二十六項とし、同条第二十項中「第四十二条の四第八項第十一号」を「第四十二条の四第十九項第十一号」に改め、同項を同条第二十五項」を「同条第三十五項」に改め、同条第十九項の改正規定中「同条第十九項」を「同条第十九項第一号ハ」を「第七項第一号ハ」に改め、同項第三号の改正規定中「同項第三号」を「第五項第三号」に改め、同項第四号の改正規定中「第四十二条の四第八項第一号」を「第四十二条の四第十九項第一号イ⑴」に改め、同項を同条第二十四項とする改正規定中「同条第二十四項」を「同条第三十三項」に改め、同条第十八項の改正規定、同項第三号イの改正規定及び同号ロの改正規定中「同条第十八項中「第四十二条の四第八項第十号に規定する政令」に改め、同項第三号イ中「連結親法人」を「通算親法人」に、「当該他の法人による連結完全支配関係にある各連結子法人」を「他の通算法人」に改め、同号ロを次のように改める」を「同項の次に次の一項を加える」に改め、同改正規定のうち同号ロ中「当該法人」の下に「（法第四十二条の四第八項第三号の通算法人にあつては、当該通算法人に係る通算親法人）」を加え、同改正規定中同号ロの前に次のように加える。

34　法第四十二条の四第八項第三号の通算法人及び同号イの他の通算法人の基準事業年度がない場合（第十八項第一号若しくは第二号又は第二十一項第一号ハ若しくはニの規定により当該通算法人又は他の通算法人の基準事業年度とみなされる事業年度がある場合を除く。）には、当該通算法人の同条第十九項第十三号に規定する基準年度比合算売上金額減少割合（第四十項において「基準年度比合算売上金額減少割合」という。）は、零とする。

第二十七条の四第二十七項中「第四十二条の四第八項第十号に規定する政令」を「第四十二条の四第十九項第十号に規定する政令」に改め、同項第三号イ中「当該法人」の下に「（法第四十二条の四第八項第三号の通算法人にあつては、同号イの他の通算法人を含む。）」を加え、「連結親法人」を「通算親法人」に、「当該他の法人による連結完全支配関係にある各連結子法人」を「他の通算法人」に改め、同号ロを次のように改める。

第三条のうち、租税特別措置法施行令第二十七条の四第十八項第八号の改正規定中「第二十七条の四第十八項第八号」を「第二十七条の四第二十七項第九号」に改め、同項第九号ロ及び第十一号の改正規定中「同項第九号ロ及び第十一号」を「同項第十号ロ及び第十三号」に改め、同項を同条第二十三項とする改正規定中「同条第二十三項」を「同条第三十二項」に改め、同条第十七項の改正規定中「同条第十七項中「第十五項第一号ハ⑵に」を「第二十項第一号ハ⑵に」を「同条第二十六項中「第二十四項第一号ハ⑵に」を「第二十七条の四第十五項第一号ハ⑵に」を「第二十七条の四第二十項第一号ハ⑵に」に、「同条第十五項第五号イ」を「同条第二十項第五号イ」に、「同条第十五項第五号ロ」を「同条第二十項第五号ロ」に、「同条第十五項第五号ハ」を「同条第二十項第五号ハ」に、「同条第十七項」を「同条第二十二項」を「第二十七条の四第二十四項第一号ハ⑵」を「第二十七条の四第二十八項第一号ハ⑵」に、「同条第二十四項第五号イ」を「同条第二十四項第五号ハ」に、「同条第二十四項第五号ロ」を「同条第二十八項第五号ロ」に、「同条第二十八項第五号ハ」に、「同条第二十六項」を「同条第三十項」に、「第二十七条の四第二十二項第一号」を「第二十七条の四第二十六項第一号」に改め、同項を同条第二十二項とする改正規定中「同条第二十一項」を「同条第三十項」に改め、同条第十六項を改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十五項第一号ハ⑵を改め、同号に次のように加える改正規定中「同条第十六項中「第十四項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十五項第一号ハ⑵中「第十七項」を「第二十二項」に改め、同号ニの前に次のように加える。

31　法第四十二条の四第十九項第八号の二に規定する政令で定めるものは、法人税法第六十四条の九第十一項又は第十二項の規定の適用を受けるこれらの規定に規定する他の内国法人（以下この項において「他の内国法人」という。）が当該他の内国法人について同条第一項の規定による承認の効力が生ずる日（以下この項において「加入日」という。）を含む事業年度（当該他の内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）において法第四十二条の四第十九項第八号に規定する適用除外事業者に該当する場合の当該加入日を含む事業年度における当該他の内国法人（第二十八項第一号ニに掲げる合併に係る合併法人、当該通算親法人の事業年度開始の日において行われた合併で同日の前日において当該通算親法人との間に通算完全支配関係があ